

第2号様式(第10条関係)

令和 2年 4月 21日

沖縄県議会議長 殿

沖縄県議会議員

赤嶺 昇



令和元年度政務活動費に係る収支報告について

沖縄県政務活動費の交付に関する条例第10条第1項に基づき、別紙のとおり令和元年度政務活動費収支報告書を提出します。



別紙

令和元年度政務活動費収支報告書

議員名 赤嶺 昇

1 収入 政務活動費 1,800,000 円

2 支出

(単位:円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
広聴広報費	767,701 /	議会活動報告書・ポスティング代金
要請陳情等活動費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費	67,650 /	新聞購読料
事務所費	949,667 /	事務所家賃、電気料金、水道料金
事務費	25,958 /	電話料金
人件費		
合計	1,810,976 /	

注 備考欄には、主たる支出の内訳を記入する。

3 残余 0 円

経費区分別支出一覧表

経費区分 広聴広報費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
2/6	議会報告書	605,000	全額	605,000
2/12	ポスティング代金	162,701	全額	162,701
A. 小計				767,701
B. 支払証明書計				
広聴広報費 充当合計				767,701

経費区分 広聴広報費

2020年 2月 6日

領 収 証

No 009163

赤嶺昇 殿

下記の金額正に領収致しました

合計金額 ¥ 605,000-



印刷、まごころがテーマです。

株 尚 生 堂

代表取締役 與那覇啓壽

本 社 / 〒901-2114 沖縄県浦添市安原1-5-2
 TEL(098)876-2232 FAX(098)876-2232
 那覇支店 / 〒900-0014 沖縄県那覇市松尾1丁目7番12号 3F
 TEL(098)869-0568 FAX(098)869-0578
 嘉手納支店 / 〒904-0203 沖縄県嘉手納町字嘉手納440
 TEL(098)957-1671 FAX(098)957-1671
 うるま支店 / 〒904-2204 沖縄県うるま市西原578-2F
 TEL(098)989-7338 FAX(098)989-7383

品 目	数 量	単 価	金 額
議会報告書	50,000部	110	5,500,000
現金		消費税	550,000
小切手		合 計	7,605,000
手形			
相殺			
振込			



引き立て
させていただきます

印刷代金

充当総額 ¥ 605,000

充当割合 100/100

経費区分 広聴広報費

領 収 証 赤嶺 昇 様 No. _____

金額									
			7	1	6	2	7	0	1
									-

但し 7月分ポスティング代と致しまして

R2年 〇 月 〇 日 上記正に領収いたしました

内 訳	_____
現金	_____
小切手	/
手形	/
消費税額 (%)	_____



〒902-0064 沖縄県那覇市奇宮3丁目12番6号 大城ビル2-A

株式会社 **ポスティングBeeおきなわ**

TEL : 098-855-0404

ポスティング代金

充当額 ￥162,701

充当割合 100/100

広報紙充当可能割合確認票

議員名

赤嶺 昇

広報紙名	紙面割合
赤嶺ノボル 議会活動報告書	<ul style="list-style-type: none"> ●全体面積: $30.4\text{cm} \times 43\text{cm} \times 2\text{面} = 2614.4\text{cm}^2$ ●充当対象外記事: 面積計 = 0cm^2 FALSE ●充当可能割合: $1 - (0\text{cm}^2 / 2614.4\text{cm}^2) = 1 \approx 100/100$以下

赤嶺ノボル 議会活動報告書

ごあいさつ

本年も沖縄県議会副議長として、沖縄県議会基本条例に基づき、議員の職務及び活動原則、議会及び議員の果たすべき役割を明らかにするとともに、議会の機能を高め、県民の負担に的確にこたえ、もって県民の福祉向上及び県勢の発展に寄与していく決意です。

沖縄県の更なる発展のため、今後県政をチェックし、積極的に政策提言をしてまいります。

2020年も沖縄県民にとって良い年になるよう祈念致します。今後も、県民のみなさまのご指導・ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。

赤嶺 昇

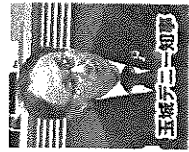


2019年令和元年(第6期)県議会(定期会)12月10日 報告書

赤嶺 昇

琉球歴史文化の日は知事の公約でございます。制定の意義について知事の見解をお聞かせください。

知事 (玉城デニー)



私たち沖縄県琉球には、沖縄県全体の伝統的な文化、自然・歴史・風習などもあります。またそれらの地域には地域の伝統文化、風習などがあります。それらに対してこれからの保護・継承をしっかりと整えつつも新しい文化の醸成も含めて未来に向かってこのウチナー文化の継承発展を願って、それを契機とするようさまざまな取り組みにつなげるための琉球歴史文化の日を制定したいという思いでその方向を検討している次第です。

赤嶺 昇

世界には42万人のウチナーンチュウがいます。さまざまな人脈、経済、教育を活用したほうがいいと思います。
【世界のウチナーンチュウ会館】設置の調査費等を計上して、その必要性について知事の見解を教えてください。

知事 (玉城デニー)

今議員おっしゃるようにはやはり移民の歴史そのものについて、先駆者の方々が御健在でいらっしゃる間にさまざまなその経緯についての資料をしっかりと取り集めること、そしてそれを保存・継承することは大変有意義だと思います。そういう方向性も含めて、検討するための何がしかの予算が必要であればそれをもたしかり進めていけるような検討も含めて取り組みたいと思います。

旗振り役を重賞

○…このほど、県議会議員の団員として北米を視察した赤嶺昇議員(おきなわ)。県人会などとの交流を通じて世界各地で活躍する県系人について「人材としての沖縄の資源を再発見した」とご満面の様子。現地では、県系人との関係を強化する「世界のウチナーンチュウセンター(仮称)」設置を要請する声を多く受け「与野党に関係なく進めるべきだ」と強調し、健康投資を買って出る決意。与野党を取りまわり、実現にこぎつけられるか、手筋が試される。



記者席

赤嶺 昇

ワシントン事務所を設置しこれからこれまで累計でかかった予算を教えてください。

知事公室長 (池田竹州)

お答えします。平成27年度から平成31年度、30年度までは決算額に今年度の予算額を足したものでございますが、合計額で約3億4625万円となっております。

赤嶺 昇

ワシントン事務所設置から5年が経ちますので、総括をして、実績、課題を次年度以降どうするかということを検討する時期に来ていると思えますがいかがですか。

知事公室長 (池田竹州)

今組織のあり方につきましては、どういう形がいいか、これまでの実績も踏まえて内部で検討しているところでございます。

赤嶺 昇

浦添埠頭計画全体の総額は幾らですか。

土木建築部長 (上原国定)

那覇港管理組合によりまして、平成15年の港湾計画改定における資金計画におきまして、浦添埠頭地区の総事業費は2412億円となっております。

赤嶺 昇

浦添埠頭計画北側案の防波堤の面積と総額をお聞かせください。

土木建築部長 (上原国定)

お答えいたします。浦添埠頭地区の防波堤、未整備の部分が2カ所ございます。浦添第一防波堤が延長300メートル、事業費が約1200億円、第二防波堤が延長約660メートルで、約92億円となっております。合計1292億円ということでございます。

赤嶺 昇

浦添埠頭の工事、着工までのスケジュールというのほどに想定していただけますか。

土木建築部長 (上原国定)

民港の計画の検討、浦添埠頭地区の検討を始めるということでございますが、港湾計画の改定のスケジュールとして、那覇港湾施設改定の方向性が確定しまして、それから港湾計画改定までに約20カ月と見込んでおります。また、港湾計画改定から埋立工事の着工までに要する期間として、環境アセスメント手続等が必要でありまして、約5年程度かかるということでございます。

港湾計画「改定に20カ月」

県議会一般質問 軍港移転で県答弁

県議会(新米本島選)は、11月15日、一般質問の答弁で、与野6氏が登壇した。上原国定土木建築部長は米軍那覇港施設(那覇埠頭)の閉鎖移設を巡り、那覇埠頭配属の方向性が確定してから20カ月と見込んでいますと

明かした。改定が浦添第一防波堤の面積と総額を、浦添第一防波堤が延長300メートル、事業費が約1200億円、第二防波堤が延長約660メートルで、約92億円となることが明らかになった。また、環境アセスメント手続等が必要であり、約5年程度かかるという見込みを示した。

も、昨年より内部で検討して、15年が経過している。2015年度から18年度までの総額と19年度予算額を定めた総額は、約3億4625万円、いずれも前年度比増の答弁。

沖縄タイムス 2019.12.12

琉球新報社 1F 2階508号室
〒900-0021 沖縄県那覇市京橋1丁目2番3号
電話 098-866-2632

読者サービス部
〒901-2114 沖縄県浦添市安波茶3丁目5番2号
電話 FAX 098-875-3374

部内の再掲的なご掲載をお待ちしております。行政相談等お問い合わせの際は、お電話にて連絡下さい。こちらからお伺いさせていただきます。

赤嶺昇
他都道府県で重度知的障がい者が高校に行けるという事例もあると思いますが、教育長は把握していますか。

教育長 (平教昭人)
他府県というのは大阪のことをおっしゃっているのかと思います。大阪の教育委員会のほうに、実は大阪の教育委員会のほうに、私どもも少し照会をいたしました。重量の方が入っているとの回答がございましたが、具体的に高校の教育課程をどのよう履修修得させたのかについては明確な回答はちよつといたただけてないところがございます。これも私どもの理解ですけれども、障書の特性というものは個々の生徒によって違ってくるかと思っております。障書でもいろいろな状況があるので、大阪府さんのほうでこの教育課程を履修修得が期待できるというふうな判断をなさった生徒がいらっしゃってその方を入学させたのではないかと考えております。

赤嶺昇
教育長、推測で言っているのですが。
教育長 (平教昭人)
これは推測です。
赤嶺昇
知事、S D G sで子どもたちも含めて、いろんな権利があります。誰ひとり残さないという部分で言うところの生徒さんの権利、他府県でもできているところについて、知事の見解をお聞かせください。
知事 (玉城正二)
日本では国際的な障害者権利条約を2007年に署名し、2014年に批准しています。沖縄県においては障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例を制定して施行しています。ですから、あらゆる場面面で障害者を持つ方も持っているのはこれは普遍的な権利だということ考え方を持つべきであらう。それが私にS D G sの根本的な考え方だと思っています。

知的障がい者入学
大阪は学力で可否と表現
大阪府立高校の入学試験は、学力試験が中心です。知的障がい者の方の入学については、学力試験を免除する場合があります。また、個別の相談も受け付けています。

知的障がい者入学
知的障がい者入学の条件は、学力試験が中心です。知的障がい者の方の入学については、学力試験を免除する場合があります。また、個別の相談も受け付けています。

知事「扉開くこと可能」
重度知的障がい者 県立高受験で言及
県立高校の入学試験は、学力試験が中心です。知的障がい者の方の入学については、学力試験を免除する場合があります。また、個別の相談も受け付けています。

知事「扉開くこと可能」
知事「扉開くこと可能」の背景には、知的障がい者の方の教育機会を確保するための取り組みがあります。県立高校の入学試験は、学力試験が中心です。知的障がい者の方の入学については、学力試験を免除する場合があります。また、個別の相談も受け付けています。

ベトナム 愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか

ベトナム 愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか

ベトナム 愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか
ベトナムの愛成なるか

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々
知事との協議も詳々

論壇

座間味島の浄水場計画 防災意識し予定地選定を

赤嶺昇

昨年8月、座間味島の住民から県議会に陳情が出された。「県企業局が進めている浄水場建設予定地の阿真ヤン場は、島の観光地として重要なため、場所を異にしてほしい」という声が多かった。翌9月の県議会から議決が始まり、この1年以上議論を尽くしてきた。昨年11月には私が所属する会派の議員らが島を回り、視察し住民の苦悩を聞いてきた。それは、カメと泳ぐようにして遊べる広い草原で、観光客も集まる場所から住民が大切に思う場所がほとんど分かった。海側の低地で、津波等の災害が心配という声も多かった。調べて、建設予定地は津波想定浸水5〜10メートル、最大浸水が予想される場所だった。厚労省指針では「浄水場等の水道施設の更新時には、原則として想定津波浸水域域外の高所を選定」となっていることが分かった。隣の渡嘉敷島では、標高120以上の浄水場が建設されている。なぜ座間味島は高台に建たれないのか。災害時の救済が難しく、離島。さらに多くの観光客が訪れる島だ。津波によって浄水場などライフラインが被災すれば人命に関わる。私は、その事を昨年11月の県議会に指摘した。また企業局は、指針の「原則として」という言葉を強調した。「津波被害のない高台に建設を希望するだけでなく、努力目標だ」と言っていた。私たちは、高台を一気に失った。「なぜつーリンクラフがなかったのか」という質問への答えは「設備費が高かった。ただ、建設費は最低限の事だ。その上で、今後とも地域状況に合わせて努力が必要なのであり、防災意識をより高く持て、万が一に備えるべきだろう」。

3. 11月日本企業局の代表は、国内外に衝撃を与え、国内に多くの人々が苦しむ。自然災害は止められないが、防災減災のために備える事は、私達政治家の大きな責任だ。県民の多くは、座間味島の浄水場問題は小さな問題に見えるかもしれない。しかし、渡嘉敷島など座間味島の浄水場更新計画がある。本島の浄水場も老朽化すれば建て替えられる。その時、どれほどの防災意識を持って計画するという基盤は、今回の座間味浄水場予定地選定にかかっている。その考えを、これは県民生活の問題だ。企業局は津波被害のない高台の方所を再調査している。再選定は、いよいよ決めた。子どもたち、安心安全な未来をつなぐため、高台選定を望む。
(浦添市、沖縄県議会議員 52歳)

経費区分別支出一覧表

経費区分 資料購入費

日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	琉球新報(4月~2月分) 3075×11カ月分	33,825	全額	33,825
毎月払	沖縄タイムス(4月~2月分) 3075×11カ月分	33,825	全額	33,825
資料購入費 充当合計				67,650

経費区分 資料購入費

5

備考

4月分	01-05-07 WTU	3,075	シンホウ04か"ツファン
5月	01-06-05 WTU	3,075	シンホウ05か"ツファン
6月	01-07-05 WTU	3,075	シンホウ06か"ツファン
7月	01-08-05 WTU	3,075	シンホウ07か"ツファン
8月	01-09-05 WTU	3,075	シンホウ08か"ツファン
9月	01-10-07 WTU	3,075	シンホウ09か"ツファン
10月	01-11-05 WTU	3,075	シンホウ10か"ツファン

記号説明
 D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 | 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 | 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 | とおひ表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 | C10と「※」がある場合は12時以降

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥ 33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

電カ

6

備考

11月	01-12-05 WTU	3,075	シンホウ11かツファン	
12月	02-01-06 WTU	3,075	シンホウ12かツファン	
R2 1月	02-02-05 WTU	3,075	シンホウ01かツファン	
2月	02-03-05 WTU	3,075	シンホウ02かツファン	

500
1850

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 } 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 } 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 } とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 } C100と「※」がある場合は12時以降

02.4-07

83.036 キヨウシンハウジン1ヤ4

(2.3月分 水金 ¥2970

新聞代金 (琉球新報)

充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分 資料購入費

4月分

01-05-07 WTU 3,075 タイムス04月号

5月

01-06-07 WTU 3,075 タイムス05月号

6月

01-07-08 WTU 3,075 タイムス06月号

7月

01-08-07 WTU 3,075 タイムス07月号

8月

01-09-09 WTU 3,075 タイムス08月号

新聞代金 (沖縄タイムス)

充当総額 ¥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分 資料購入費

— =

9月	01-10-07 WTU	3,075	916209ツキマミナチ
10月	01-11-07 WTU	3,075	916210ツキマミナチ
11月	01-12-09 WTU	3,075	916211ツキマミナチ
12月	02-01-07 WTU	3,075	916212ツキマミナチ
1月	02-02-07 WTU	3,075	916201ツキマミナチ
2月	02-03-09 WTU	3,075	916202ツキマミナチ

新聞代金 (沖縄タイムス)

充当総額 ￥33,825

充当割合 10/10 (政務活動に関する情報収集のため)

※口座振替

経費区分別支出一覧表

経費区分 事務所費

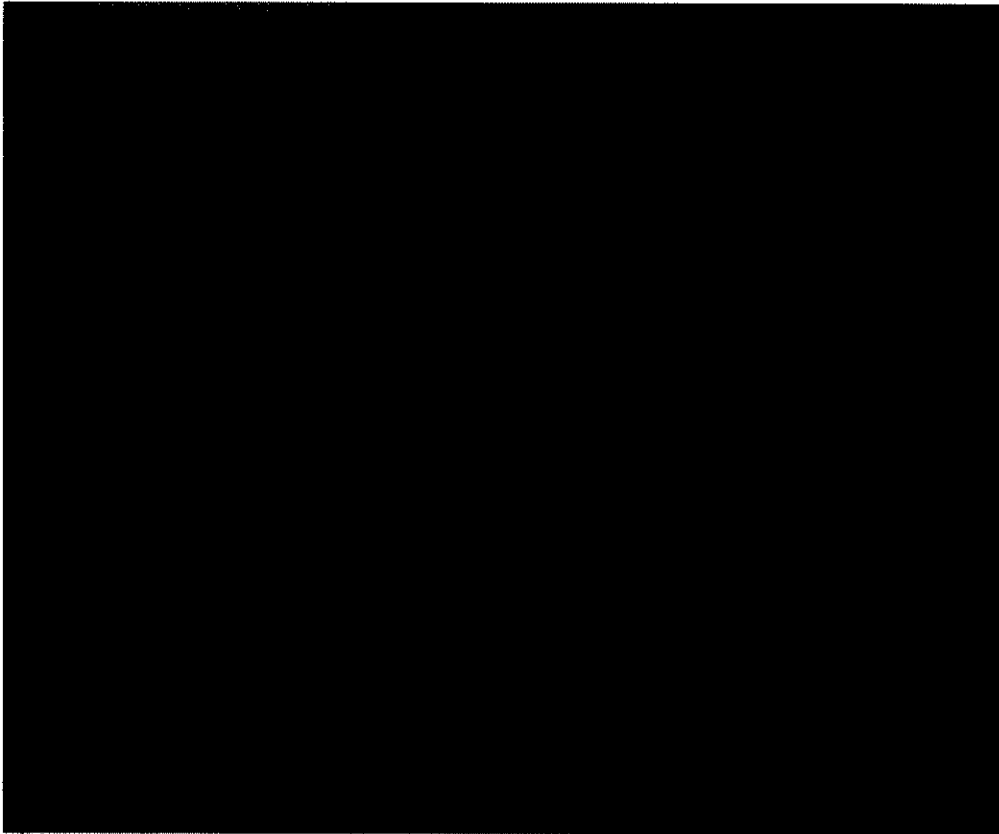
日付	使 途 内 容	支出額	充当割合	充当額
毎月払	事務所家賃(4月~2月分) 80,065円×11ヶ月分	880,715	全額	880,715
6/7	水道料金(4月・5月分)	3,061	全額	3,061
8/7	水道料金(6月・7月分)	3,061	全額	3,061
10/7	水道料金(8月・9月分)	3,061	全額	3,061
12/9	水道料金(10月・11月分)	3,061	全額	3,061
2/7	水道料金(12月・1月分)	2,970	全額	2,970
4/7	水道料金(2月分)	1,485	全額	1,485
5/17	事務所電力料金従量電灯(4月分)	3,857	全額	3,857
6/17	事務所電力料金従量電灯(5月分)	3,672	全額	3,672
7/16	事務所電力料金従量電灯(6月分)	3,591	全額	3,591
8/19	事務所電力料金従量電灯(7月分)	5,706	全額	5,706
9/17	事務所電力料金従量電灯(8月分)	5,930	全額	5,930
10/16	事務所電力料金従量電灯(9月分)	2,138	全額	2,138
11/18	事務所電力料金従量電灯(10月分)	3,077	全額	3,077
12/16	事務所電力料金従量電灯(11月分)	3,016	全額	3,016
1/21	事務所電力料金従量電灯(12月分)	4,493	全額	4,493
2/18	事務所電力料金従量電灯(1月分)	6,134	全額	6,134
3/16	事務所電力料金従量電灯(2月分)	10,639	全額	10,639
事務所費 充当合計				949,667

経費区分 事務所費

≡

4

備考



31-04-08 WTU 83,126 邦ウシハウシ"ンク"チ 4月 *362,751

記号説明

D	現金入金	U	後日記帳	
DT	振替入金	C1	入金日の翌営業日12時	証券類による入金 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の とおり表示します C1〇と「※」がある場合は12時以降
W	振替支払	C2	入金日の翌々営業日12時	
WT	振替支払	C3	入金日の翌3営業日9時	
R	訂正	C4	入金日の翌3営業日12時	

事務所費 充当合計 ￥949,595

事務所賃借料 (水道料金含む)

充当総額 ￥897,387

※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) ￥52,208

※内訳 80,065×11 か月分

※口座振替 充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

経費区分 事務所費

		差引残高	円	備考
[Redacted]				5
01-05-07	WTU	80,065	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	5月
01-05-17	WTU	3,857	オキナワテ"シリヨク 5ツキ	4月
01-06-07	WTU	83,126	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	6月
01-06-17	WTU	3,672	オキナワテ"シリヨク 6ツキ	5月
01-07-08	WTU	80,065	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	7月
01-07-16	WTU	3,591	オキナワテ"シリヨク 7ツキ	6月
[Redacted]				
01-08-07	WTU	83,126	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	8月
01-08-19	WTU	5,706	オキナワテ"シリヨク 8ツキ	7月
[Redacted]				
01-09-09	WTU	80,065	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	9月
01-09-17	WTU	5,930	オキナワテ"シリヨク 9ツキ	8月
01-10-07	WTU	83,126	キヨウシンハウシヅク"ヤチ	10月
[Redacted]				
01-10-16	WTU	2,138	オキナワテ"シリヨク10ツキ	9月
[Redacted]				

記号説明

D.....現金入金 U.....後日記帳
 DT.....振替入金 C1.....入金日の翌営業日12時 証券類による入金
 W.....現金支払 C2.....入金日の翌々営業日12時 摘要欄に払戻しのできる予定日を次の
 WT.....振替支払 C3.....入金日の翌3営業日9時 とおり表示します
 R.....訂正 C4.....入金日の翌3営業日12時 C100ヒ「※」がある場合は12時以降

事務所費 充当合計 ￥949,595

事務所賃借料 (水道料金含む)

充当総額 ￥897,387

※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) ￥52,208

※内訳 80,065 × 11 か月分

※口座振替 充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

経費区分 事務所費

6

		差引残高	備考
01-11-07 WTU	80,065	キョウシンハウシ"ンク"ヤチ	11月
01-11-18 WTU	3,077	オキナワテ"ンリヨク11ツキ	10月
01-12-09 WTU	83,035	キョウシンハウシ"ンク"ヤチ	12月
01-12-16 WTU	3,016	オキナワテ"ンリヨク12ツキ	11月
02-01-07 WTU	80,065	キョウシンハウシ"ンク"ヤチ	1月
02-01-21 WTU	4,493	オキナワテ"ンリヨク 1ツキ	12月
02-02-07 WTU	83,035	キョウシンハウシ"ンク"ヤチ	2月
02-02-18 WTU	6,134	オキナワテ"ンリヨク 2ツキ	1月
02-03-09 WTU	80,065	キョウシンハウシ"ンク"ヤチ	
02-03-16 WTU	10,639	オキナワテ"ンリヨク 3ツキ	2月

事務所費 充当合計 ¥ ~~949,595~~
D.....現金入金 U.....後日記帳
 入金金 C1.....入金日の翌営業日12時 | 証券類による入金
 入金金 C2.....入金日の翌々営業日12時 | 振替による入金

↳ ¥ 949,595

事務所賃借料 (水道料金含む)

充当総額 ¥ 897,387 ※内訳 光熱費 (電気料金従量電灯) ¥ 52,208

※内訳 80,065 × 11 か月分

※口座振替 充当割合 10/10 (政務活動のための専用兼事務所賃借料、光熱費)

水道料金 2月分 3月分 2,970円のうち 2月分 1,485円を充当す。

事務所概要申告表

議員名

赤嶺 昇

1. 物件の所在

住 所	浦添市安波茶3-5-2
電話番号	(098)875-3374

2. 所有区分

自宅兼事務所

自己所有物件

* 自宅兼事務所 又は 自己所有物件の場合はここまでで完了(署名・押印も不要)

専用兼事務所

賃貸事務所

・賃貸借契約先 []

・所有者 親族(続柄:) 関係会社 第三者

・議員との生計 議員と生計同一 議員と生計別

事務所概要について、上記記載のとおり申告します。

賃借人 沖縄県議会議員 赤嶺 昇

①

賃貸人 氏名

①

住所

事務所概要申告表

議員名 赤嶺 昇

1. 事務所の状況

住所	浦添市安波茶3-5-2
----	-------------

(事務所の外観)



(事務所の内観)



2. 充当割合とその説明

充当割合	10/10
------	-------

充当割合の説明:

当確事務所は政務活動専用兼事務所として使用しているため。

※やむを得ずその他活動で使用した場合は、当核月は充当しない。

(関係経費)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

(充当額)

家賃(月額)	80,000円
その他	口座振替手数料 65円
	円

事務所充当状況について、上記記載のとおり申告します。

沖縄県議会議員

赤嶺 昇

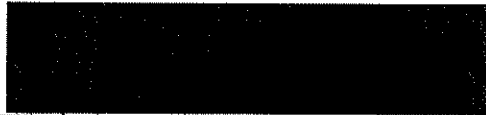


2016年6月11日

契 約 書

H16年 6月 11日

貸主



借主

赤嶺昇

〒903-0801
沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
有限会社 共信ハウジング
TEL 098-884-3434

店舗・事務所賃貸借契約書

貸主 (以下「甲」という)と借主 赤嶺昇 (以下「乙」という)
 店舗・事務所賃貸借契約書 (以下「本契約」という)に基づいて、以下の条件で本
 契約を締結した。

(1) 賃貸借物件の表示	名称	〒 <u>105</u> <u>赤坂</u> <u>大差ビル</u> <u>2</u> 階 <u>201</u> 号室
	所在地	<u>東京都港区赤坂</u> <u>2-5-2</u>
	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 <u>4</u> 階建
	面積	<u>59.50</u> m ²
	付帯設備	
(2) 賃貸借条件	使用目的	<u>貸前事務所</u>
	賃料	月額 <u>70000</u> 円 (賃料の <u>1</u> カ月分) <u>70000</u> 円
	管理費・共益費	月額 <u>—</u> 円
	駐車料金	月額 <u>2000</u> 円 借家人賠償責任保険 <u>カ</u> 年
	保証金	円
契約期間	平成 <u>16</u> 年 <u>6</u> 月 <u>11</u> 日から平成 <u>18</u> 年 <u>6</u> 月 <u>10</u> 日迄の <u>2</u> 年間	
借主の解約権 解約の有効は、借主が申入れをした日から30日をもって発生する		
(3) 支払方法	1. <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替 2. 振込払い 3. 持参払い	
	持参先	
	振込先	金融機関名 <u>普通</u> 当座NO, <u>—</u>
	名義人	<u>赤嶺昇</u>
	賃料は	<u>7</u> 月分を毎月 <u>7</u> 日に前払いするものとする。
緊急連絡先	鍵番号 NO,	<u>本</u>
	氏名又は勤務先	
	住所又は所在地	
	電話番号	
		借主との関係

事務所賃

(賃貸借の目的物)

第1条 賃貸借の目的物(以下「本物件」という。)は頭書(1)に記載するとおりとする

(契約期間)

第2条 1. 契約期間は、頭書(2)に記載するとおりとする。
2. 甲及び乙は、協議の上、本契約を更新することができる。

(使用目的)

第3条 乙は、頭書(2)に記載するとおり店舗・事務所を目的として本物件を使用しなければならない。

(賃料)

第4条 1. 乙は、頭書(2)の記載に従い、賃料を支払わなければならない。
2. 1カ月に満たない期間の賃料は1カ月を30日として日割計算した額とする。但し、契約の解約及び解除、消滅の場合には日割計算はしないものとする。
3. 乙は、頭書(2)に記載に基づき解約の申入れをした場合でも、解約の効力が発生する日までの賃料を支払わなければならない。
4. 甲及び乙は、次の各号のいずれに該当する場合には、契約期間中であっても協議の上、賃料を改定することができる。

- 一、土地又は建物に対する租税その他の負担の増減により賃料が不当になった場合
 - 二、土地又は建物の価格の上昇又は低下その他経済事情の変動により賃料が不当になった場合
 - 三、近隣の建物の賃料に比較して賃料が不当になった場合
- 第5条 1. 乙は、頭書(2)に記載する管理費・共益費及び雑費(以下「管理費等」という。)を甲に支払い、固定資産税、地代及び修繕積立金は甲の負担とする。

2. 前項の管理費等は、頭書(2)従い支払わなければならない。
3. 管理費等は、1カ月に満たない期間の場合であっても1カ月分を支払うものとする。
4. 甲及び乙は、管理費等が前条第4項に準じる事由により不当となつたときは、協議の上管理費等を改定することができる。
5. 電気・ガス・水道及び電話その他専用設備にかかる使用料金は乙の負担とする。但し、個別メーターを設置しない場合には、甲の請求に基づき支払うものとする。
6. 衛生・防火・防犯その他乙として負担すべき費用等は、乙の負担とする。

7. トイレ・浴室・台所・上下水道等の故障について乙の使用方法に原因あるときは、乙の負担とする。

8. 乙は、本契約と同時に借家人賠償責任保険に加入するものとする。
(敷金)

第6条 1. 乙は、本契約が生じる債務の担保として、頭書(2)に記載する敷金を甲に無利息にて預け入れるものとする。

2. 乙は、本物件を明け渡すまでの間、敷金をもって賃料、管理費等その他の債務と相殺することができる。

3. 乙は、敷金返還請求権を第三者に譲渡し、又は担保の目的に供してはならない。

4. 賃料が増額された場合、乙は敷金を補填しなければならない。補填する敷金は、新賃料額を基準に頭書(2)に記載する月割相当額とする。
5. 甲は本物件の明け渡しがあったときは、遅滞なく敷金の〇%を供却分として差し引き乙に返還しなければならない。但し、契約日より1年以内の解約の場合は違約金として〇%を差し引き乙に返還しなければならない。

6. 甲は本物件の明け渡し時に、賃料の滞納、現状回復に要する費用の未払いその他の本契約から生じる乙の債務の不履行が存在する場合には、当該債務の額を敷金から差し引くことができる。この場合には、甲は敷金から差し引く債務の額の内訳を乙に明示しなければならない。

(禁止又は制限される行為)

第7条 1. 乙は、頭書(2)に記載の使用目的を変更してはならない。
2. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件の全部又は、一部につき賃借権の譲渡、転貸若しくは使用貸借をなし、あるいは、本物件を第三者に使用させ、若しくは乙以外の名義を表示してはならない。
3. 乙は、甲の書面による承諾なく、本物件に基づく一切の権利を第三者に譲渡し、又は担保の用に供してはならない。
4. 代表役員の変更、株式譲渡等による経営主体の實質的変更は賃借権の譲渡とみなす。

5. 乙は、甲の書面による承諾を得る事なく、本物件の増築、改築、移転、改造若しくは模様替え又は、本物件の敷地内における工作物の設置行つてはならない。

6. 乙は、甲の書面による承諾なく鍵(シリンダー錠を含む)の追加設置・交換・複製をしてはならない。

7. 乙は、本物件において次に例示するような危険な行為、騒音、悪臭の発生その他近隣の迷惑及び共同生活を乱す行為や衛生上有害となる行為並びに本物件に損害を及ぼす行為等をしてはならない。但し、三、四、五、六については甲の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。

- 一、鉄砲、刀剣類又は爆発性を有する危険な物品等を製造又は保管すること。
- 二、排水管を腐食させるおそれのある液体を流すこと
- 三、猛獣、爬虫類、犬、猫等の動物を飼育すること
- 四、階段、廊下等の共用部分を占有し、又は物品を置くこと
- 五、階段、廊下等の共用部分に看板、ポスター等の広告物を掲示すること
- 六、立ち入り禁止区域に立ち入ること

(借主の管理義務)

- 第8条 1、乙は、本物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。
- 2、乙は、特に本物件の火災発生防止に留意するものとする。
- 3、乙は、甲が本物件管理上必要な事項を乙に通知した場合、その事項を遵守しなければならない。
- 4、契約締結と同時に甲は、乙宛入居に必要な頭書(3)に記載する鍵を貸与する。これらの鍵は善良なる管理責任をもって保管且つ使用し、万一紛失又は破損した場合は、直ちに甲に連絡の上、甲が新たに設置した鍵の交付をうけるものとする。但し、新たな鍵の設置費用は乙の負担とする。乙は、本物件の明け渡しの際、貸与をうけた頭書(3)に記載する鍵(複製した鍵があれば複製鍵全部)を甲に返還しなければならない。

(通知義務)

- 第9条 1、乙の住所・氏名・勤務先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知しなければならない。
- 2、乙の連帯保証人に住所・名称・氏名・勤務先・電話番号に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にて通知し、承諾を得なければならない。
- 3、乙は、本物件に電話を設置する場合は、電話番号が決まり次第、速やかに甲に通知しなければならない。
- 4、本物件が自然力その他原因により変異を生じた場合及び修繕を要する箇所が生じた場合には、乙は、速やかにこの旨を甲に連絡しなければならない。
- 5、乙は、緊急時の連絡先に変更がある場合は、直ちに甲宛文書にてその宛名と電話番号を通知しなければならない。
- 6、乙が、法人の場合において、乙の名称・所在地・役員等登記簿内記載事項に変更があった場合、直ちに登記簿謄本を添えて甲に通知しなければならない。

(緊急時の管理行為)

- 第10条 甲又は甲の指定する者は、火災による延焼を防止する必要がある場合あるいは、その他緊急の必要がある場合においては、あらかじめ乙の承諾を得ることなく、本物件に立ち入ることができる。この場合において、甲は、乙の不在時に立ち入ったときは、立ち入り後その旨を乙

に通知しなければならない。

(修繕)

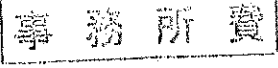
- 第11条 1、甲は、乙が本物件を使用するために必要な修繕を行わなければならない。この場合において、乙の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、乙が負担しなければならない。
- 2、前項の規定に基づき甲が修繕を行う場合は、あらかじめ、その旨を乙に通知しなければならない。この場合において、乙は正当な理由がある場合を除き、当該修繕の実施を拒否することができない。
- 3、本物件内に破損箇所が生じたとき、乙は、甲に3日以内に届け出て確認を得るものとし、その届け出が遅れたために甲に損害が生じた場合には、乙は、これを賠償する。

(契約の解除・消滅)

- 第12条 1、乙において次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一、頭書(2)に定める賃料・管理費等を支払わない場合
 - 二、乙が本契約の各条項に違反した場合
 - 三、入居申込書の内容に虚偽の事実が認められた場合
- 2、乙において、本物件を使用するにあたり、次のいずれかの事由が生じた場合、甲は、何ら通知、催告を要せず即時本契約を解除することができる。
- 一、乙又はその同居人の行為が、本物件内の共同生活の秩序を著しく乱すものと認められた場合
 - 二、乙又はその同居人に覚醒剤、売春など警察の介入を生じさせる行為があった場合
 - 三、乙又はその同居人が、暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものと判明した場合
 - 四、乙又はその同居人が暴力団若しくは極左、極右暴力集団の構成員、又はこれらの支配下にあるものを本物件に反復・継続して出入りさせたり、近隣居住者の平穏を害するおそれのある行為があった場合
 - 五、乙又はその同居人が、本物件を暴力団若しくは極左、極右暴力集団の事務所かアジトとして使用した場合、あるいは、第三者に同様の目的として使用することを許容した場合
- 3、天災・地震・火災等により本物件を通常の用に供することができなくなった場合又は、将来都市計画・公共事業等により本物件が取用又は使用が制限され、本契約が継続することができなくなった場合、本契約は当然消滅する。

(乙からの解約)

- 第13条 1、乙は、甲に対して解約の申入れをした場合には、頭書(2)とおり本



契約を解約することができる。
2、前項の規定にかかわらず、乙は、1ヵ月分の賃料相当額を甲に支払うことにより、即時に本契約を解約することができる。

(明渡し)

- 第14条 1、乙は、本契約が終了する日までに(第12条の規定に基づき本契約が解除された場合にあっては、直ちに)本契約を明渡ししなければならない。この場合において、乙は、乙又はその同居人、関係者の故意又は過失の行為により、本物件又は本物件の属する建物に破損、汚損、故障その他の損害(通常使用に伴い生じた損耗を除く)を生じさせたときは、甲の承諾のもとに、乙の費用負担で、本物件又は本物件の属する建物を原状回復しなければならない。但し、乙が任意に原状回復をしない場合には、甲は乙の費用負担のもとに原状回復することができる。その場合には、原状回復の内訳を乙に明示するものとする。
- 2、乙は本物件の明渡しをするときは乙は本物件の明渡し日をその10日前迄に通知し立会日を協議しなければならない。但し、乙の債務不履行による解除により、直ちに明渡し場合を除く
- 3、甲及び乙は、第1項の規定に基づき乙が行う原状回復の内容及び方法について協議するものとする。
- 4、明渡しについては、乙は必ず残存物をすべて処理し、室内の清掃を済ませ、公共料金の清算を済ませた上で鍵を引渡しするものとする。乙の都合で遵守できないときは、乙の費用負担のもとで甲が残存物の処理等を行うことができる。

(立入り)

- 第15条 1、甲及び甲の指定する者は、本物件の防火、本物件の構造の保全その他の管理上特に必要があるときは、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件に立ち入り点検し、適宜な処置を講ずることができる。
- 2、乙は正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づき甲及び甲の指定する者の立ち入りを拒否することはできない。
- 3、本契約終了後において、本物件を貸借しようとする者又は、本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。

(損害賠償等)

- 第16条 1、乙は本契約より生じる債務の支払いが遅滞した場合に、1日につき金———円の遅延損害金を支払わなければならない。
- 2、乙が明渡しを遅延したときは、甲に対して賃貸借契約が解除された日又は、消滅した日の翌日から明渡し完了の日迄の間の賃料の倍額に相当する損害金を支払わなければならない。
- 3、乙又はその同居人・関係者の故意又は過失により本物件又は本物件の

属する建物に破損、汚損、故障、その他の損害を生じさせたときは、乙は遅滞なくその旨を甲及び関係者に連絡し、一切の損害を賠償しなければならない。

- 4、甲は、その責やらない火災、盗難等乙の損害若しくは本物件の使用を不能にする非常事態の発生による乙の損害については、責任を負わない。(立退料等の請求禁止)

第17条 1、本契約が解除又は合意によって終了した場合には、乙は甲に対して移転料・立退料・設備及び備品等の買取り費等の名目の如何を問わず、一切の請求をする事はできない。

(運帯保証人)

- 第18条 1、丙は、乙と連帯して、合意更新、法定更新にかかわらず本契約が存続する限り、本契約から生じる乙の一町の債務を負担するものとする。
- 2、丙は、丙の引受を証する実印を確認するために、印鑑証明書を添付しなければならない。
- 3、第1項の運帯保証人が欠けるに至ったとき、又は運帯保証人として適当でないと認められたときは、乙は甲の請求に従い直ちに甲が承諾する者に運帯保証人を変更しなければならない。

(協議)

第19条 甲及び乙は、本契約並びにこの約款に定めがない事項あるいは条項の解釈に疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び慣行に従い、誠意をもって協議し、解決するものとする。

(訴訟管轄)

第20条 本契約に関する訴訟の管轄裁判所を本物件所在地の管轄裁判所と定める。

(特約事項)

貸主(甲)と借主(乙)は、本契約締結の証として本書式を通を作成し、各自その一通を保有するものとします。

平成16年6月11日

貸主(甲) 住所 [Redacted]
氏名 [Redacted]

貸主代理人 宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地
商号・代表者氏名

宅地建物取引主任者 登録番号 () 第 号
氏名

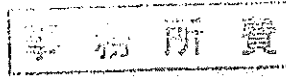
借主(乙) 住所 沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
氏名 有働 昌

連帯保証人(丙) 住所
氏名

連帯保証人(丙) 住所
氏名

媒介業者 宅地建物取引業者 免許証番号 () 第 号
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
商号・代表者氏名 有限会社 共信ハウジング
代表取締役 仲原 功二
宅地建物取引主任者 登録番号 第6017号
氏名 [Redacted]

管理受託者 〒903-0801
所在地 沖縄県那覇市首里末吉町4丁目1番地3
商号・代表者氏名 有限会社 共信ハウジング
代表取締役 仲原 功二

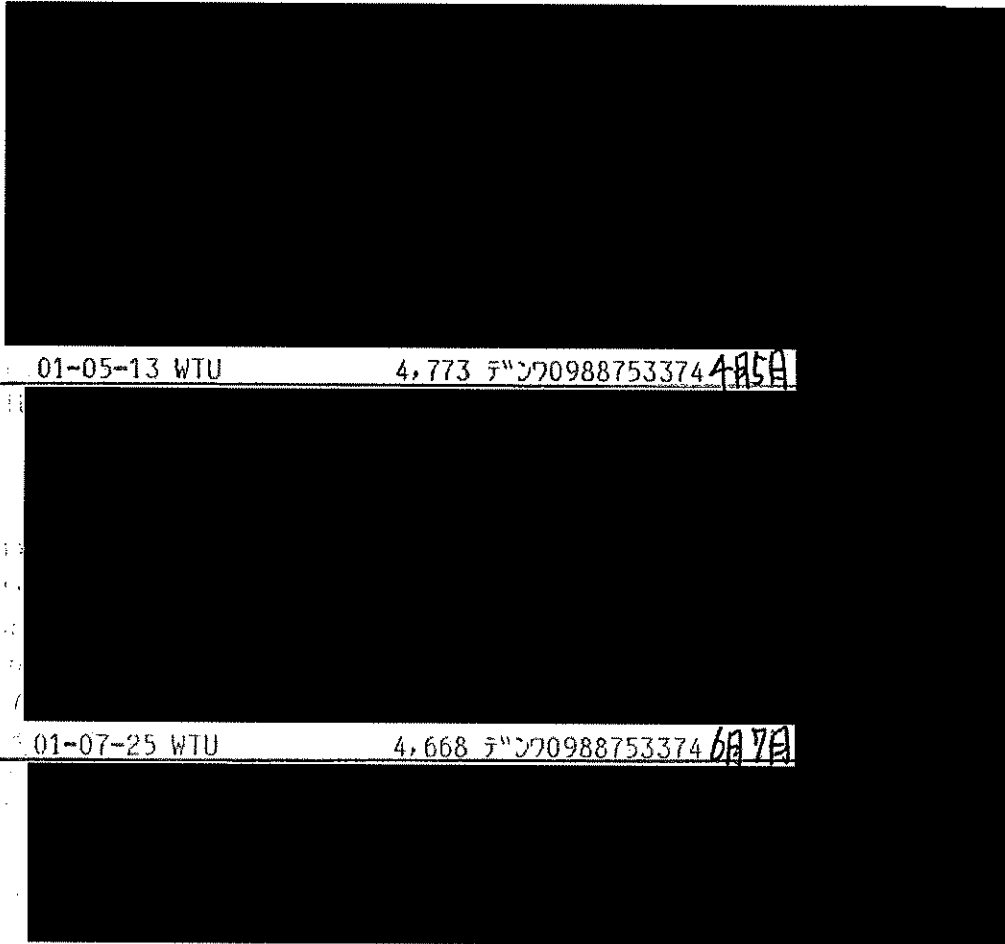


経費区分別支出一覧表

経費区分

事務費

日付	使 途 内 容	支 出 額	充 当 割 合	充 当 額
5/13	事務所電話料金(4月分・5月分)	4,773	全額	4,773
7/25	事務所電話料金(6月分・7月分)	4,668	全額	4,668
9/10	事務所電話料金(8月分・9月分)	4,688	全額	4,688
11/11	事務所電話料金(10月分・11月分)	4,672	全額	4,672
1/10	事務所電話料金(12月分・1月分)	4,758	全額	4,758
3/10	事務所電話料金(2月分)	2,399	全額	2,399
事務費 充当合計				25,958



01-05-13 WTU	4,773	〒0988753374	4月5日
01-07-25 WTU	4,668	〒0988753374	6月7日

電話料金 ￥25,958

充当総額 ￥25,958

※内訳 11 か月分

※口座振替 充当割合 10/10 (事務所賃借料金に応じ全額充当)

事務費

経費区分 事務所費

差引残高の金額頭に〇〇の記号がある場合にはお借入残高を表わします。
7

No.	年月日	記号	お支払金額(お振り摘要)円	お振り金額(お支払摘要)円	差引残高 円	備考
1	01-09-10	WTU	4,688	デジワ0988753374	8月9日	[REDACTED]
7	01-11-11	WTU	4,672	デジワ0988753374	10月11日	
15	02-01-10	WTU	4,758	デジワ0988753374	12月1日	
22	02-03-10	WTU	4,798	デジワ0988753374	2月3日	

記号説明	D.....現金入金 DT.....振替入金 W.....現金支払 WT.....銀行支払 R.....引当	U.....後払引当 C.....入金日の改定(平日12時) C2.....入金日の改定(営業日12時) C3.....入金日の改定(営業日9時) C4.....入金日の改定(営業日9時)	証券口座による入金 時刻間にはお出しのてある 定日定改のお振り表示は 行の口座がある場合 4:12時以降	手数料等の表示がある場 合ATM利用明細額の手数回 金額と異なる場合があります 詳細は通明奨励を添付の案内 をご参照ください。
------	--	--	--	---

2月分(2,399)

電話料金 ￥25,958

充当総額 ￥25,958

※内訳 11 か月分

※口座振替 充当割合 10/10 (事務所賃借料金に応じ全額充当)

2月分3月分 4,798円のうち 2月分 2,399円を充当予定